

令和 6 年度 函館市放課後児童支援員認定資格研修開催概要

この度、函館市では「放課後児童支援員」の有資格者となるための放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）を実施します。

1 研修の目的

この「認定資格研修」は、一定の知識及び技能を有すると考えられる「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の各号のいずれかに該当するものが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実施する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。

2 実施主体

函館市

ただし、令和 6 年度はキャリアバンク株式会社に委託して研修を実施します。

3 研修受講対象者

- ① 条例第 11 条第 3 項の各号のいずれかに該当するもので、現に、放課後児童健全育成事業に従事する職員
- ② 条例第 11 条第 3 項の各号のいずれかに該当するもので、今後、放課後児童支援員として従事を予定している方

4 日程と会場

会 場	研 修 日 程	定員	申 込 期 間
函館市総合保健センター 〒040-0001 函館市五稜郭町 23 番 1 号	令和 7 年 1 月 2 6 日（日） 2 月 2 日（日） 2 月 9 日（日） 2 月 1 6 日（日）	4 5 名	令和 6 年 1 1 月 2 5 日 ～ 令和 6 年 1 2 月 2 0 日

5 研修受講料・テキスト等

研修受講料は無料です。ただし、資料代として(400 円)が必要となります。

下記の講義で使用するテキスト・解説書の購入を希望される方は、資料代（400 円）にテキスト（1,210 円）および解説書（440 円）の代金を加えた合計 2,050 円が必要となります。

研修初日の受付時に徴収しますので、おつりの無いようご用意ください。

< 講義で使用するテキスト・解説書 >

- ① 『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材認定資格研修のポイントと講義概要第 3 版』
（中央法規・1,210 円税込）
- ② 『放課後児童クラブ運営指針解説書』（フレーベル館・440 円税込）

6 受講申込

- ① 現在、放課後児童クラブで働いている方 → 事業所でまとめていただき、市にお申込みください。
- ② 今後、放課後児童クラブで働く予定の方 → 直接、市にお申込みください。

1. 提出書類

- ① 令和6年度函館市放課後児童支援員認定資格研修 申込書【別紙1】（本人作成）
- ② テキスト注文書【別紙2】
- ③ 受講資格証明書類（各種証明書の写し）※証明書類の提出が遅れる場合はご連絡ください
- ④ 本人確認書類
（運転免許証・健康保険証・住民票（6か月以内に発行したもの）・マイナンバーカード・パスポートのいずれかの写し）
- ⑤ 写真 2枚
（上半身脱帽正面向縦4cm×横3cm、6か月以内に撮影）
裏面に氏名をボールペンで記入の上、1枚は「1. 申込書」に貼付します。

※受講資格証明書類

	条例第11条第3項	添付すべき証明する書類（該当するもの一部で可）
(1)	保育士の資格を有する者	1 「保育士証」 2 「指定保育士養成施設卒業証明書」または「卒業見込証明書」 3 「保育士養成課程修了証明書」または「修了見込証明書」 4 「保育士試験合格通知書」 5 「保育士試験一部科目合格証明書」※3年間で全科目合格が確認できるもの 6 「保育士（又は保母）資格証明」
(2)	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証または社会福祉士受験資格取得見込証明書
(3)	高卒で、2年以上の児童福祉事業に従事したもの	1 高校の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験 事業主が証明する別添用紙【別紙1※1】を添付してください。 「2年以上」と「累計2000時間」のいずれも満たしている事
(4)	教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者	1 幼稚園教諭免許状 2 小学校教諭免許状 3 中学校教諭免許状 4 高等学校教諭免許状 5 特別支援学校教諭免許状 6 養護教諭免許状 7 栄養教諭免許状 8 教育職員免許状取得見込証明書
(5)	大学で関係課程を学び、卒業した者	1 大学および大学院の「卒業証書」または「卒業証明書」
(6)	大学で関係課程を学び、大学院への入学が認められた者	2 大学及び大学院の「成績証明書」 履修科目の科目名・単位数・成績を証明
(7)	大学院で関係課程を学び、卒業した者	※関係課程：社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程
(8)	外国の大学で関係課程を学び、卒業した者	

(9)	高卒で、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの	1 高校の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験 市長が証明する別添用紙【別紙 1 ※2】を添付してください。 「2 年以上」と「累計 2000 時間」のいずれも満たしている事
(10)	5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの	市長が証明する別添用紙【別紙 1 ※3】を添付してください。
(11)	令和 5 年度または 6 年度放課後児童支援員定資格研修一部科目修了者	1 令和 5 年度放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証 2 令和 6 年度放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

※ 保育士資格などは更新制になっていますが、更新されていないものでも可としています。

※ 証明書が旧姓のものであっても可としています。

※ 証明する書類はコピーでも可としています。

2. 提出先

函館市子ども未来部子ども健やか育成課青少年担当

〒040-0001 函館市五稜郭町 23 番 1 号（函館市総合保健センター1 階）

3. 提出期限

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）

4. 受講票等について

受講者決定後、キャリアバンク株式会社から各受講者へ受講票および会場日程、案内図を送付します。

5. 受講に際して

- ・ 受講の際には、受講票を必ずご持参ください。
- ・ 受講修了評価として、1 日単位でレポートを提出していただきます。受講後のレポートを提出しない場合、受講修了と認められません。1 日の講義終了後に 30 分間のレポート記入の時間を設けます。当日はレポートの提出漏れがないようにご注意ください。
- ・ 遅刻した場合は、その科目の受講は認められませんのでご注意ください。
- ・ 当日欠席の場合は、下記「研修当日の連絡先」までご連絡ください。

6. 修了の認定と修了証の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、函館市長が認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（賞状形式と携帯用形式の 2 種）が交付されます。

受講中に他の市町村に転居した場合や、病気等のやむを得ない理由により一部を欠席した場合、申し出により、函館市長から、「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」が発行されます。

全科目の履修は、一部科目修了証の発行日時から、1 年以内に取得する事が望ましいとされています。

7. 個人情報ポリシー

受講申込にあたって頂いた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県、政令市、中核市間の相互の利用・提供のためにのみ使用します。

【 連絡先 】

キャリアバンク株式会社 函館支店 担当：高橋 〒040-0001 函館市五稜郭町 1-14 五稜郭 114 ビル 5F

T E L : 0138-55-2002 F A X : 0138-55-2008 問合受付時間 月～金（祝祭日を除く） 9：00～18：00

研修当日の連絡先 キャリアバンク株式会社 高橋（携帯） 080-8296-8040

函館市総合保健センター 守衛室 0138-32-1500

【 参 考 】

1. 基本的な研修プログラム

	1日目 1月26日（日）	2日目 2月2日（日）	3日目 2月9日（日）	4日目 2月16日（日）
8：45 ～9：10	開場・受付 （教科書販売）			
9：10 ～9：25	ガイダンス	開場・受付 9：00～9：25	開場・受付 9：00～9：25	開場・受付 9：00～9：25
9：30 ～11：00	講義1	講義4	講義6	講義2
（10分）	休 憩	休 憩	休 憩	休 憩
11：10 ～12：40	講義9	講義14	講義10	講義3
（40分）	昼 休 憩	昼 休 憩	昼 休 憩	昼 休 憩
13：20 ～14：50	講義5	講義11	講義7	講義13
（10分）	休 憩	休 憩	休 憩	休 憩
15：00 ～16：30	講義12	講義15	講義16	講義8
16：30 ～	（レポート）	（レポート）	（レポート）	（レポート）

- ・ 4日間、16科目24時間の履修となります。
- ・ 16科目の受講の順番は、次項の科目順ではありません。
- ・ 開始時刻等はいくまでも目安です。
- ・ プログラムは受講票とともにお渡しします。

2. 研修項目と科目、時間数と履修免除

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5 時間・90 分×3）
- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- (2) 子どもを理解するための基礎知識（6 時間・90 分×4）
- ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6～12 歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5 時間・90 分×3）
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- (4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3 時間・90 分×2）
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
- (5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3 時間・90 分×2）
- ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
- (6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3 時間・90 分×2）
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

受講資格によっては、●の科目の受講が免除されます(都道府県等認定資格研修ガイドライン)。
ただし、受講の「免除」は本人からの申請が必要となりますので、申込書内「6. 免除を申請する
受講科目について」に必ず記入して下さい。

	保育士	社会福祉士	教諭
(2) - ④ 子どもの発達理解	●		●
(2) - ⑤ 児童期（6～12 歳）の生活と発達	●		●
(2) - ⑥ 障害のある子どもの理解	●	●	
(2) - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	●	●	